

# かると

## 公営住宅（道営・市営）の 入居者を募集します

### 募集内容 道営住宅

団地名 (所在地)	募集内容	家賃	抽選 日時・場所	入居予定日
幌別東団地 (幌別町8 丁目9-2)	一般向け 3DK (浴室有) 2戸	3DK 11,500円 ~29,100円	6月19日(水) 13:30~ 市民会館 中ホール	7月5日(金)
柏木団地 (柏木町1 丁目23-1)	一般向け 3DK (浴室有) 1戸			

### 市営住宅

団地名 (所在地)	募集内容	家賃	抽選 日時・場所	入居予定日
幌別西団地 (片倉町5 丁目17-1)	一般向け 2DK (浴室無) 1戸 3DK (浴室無) 1戸	2DK 4,700円 ~10,400円	6月19日(水) 13:30~ 市民会館 中ホール	7月5日(金)
柏木団地 (柏木町1 丁目23-1)	一般向け 3DK (浴室有) 4戸	3DK 10,000円 ~33,500円		

申込資格  
持ち家のない方  
現在、公営住宅に入居してい  
ない方  
収入が収入基準の範囲内で、そ  
れを証明できる方  
収入基準

区 分	月収入額
入居者が同居者が障害をも つ方（障害の程度に基準が あります）	268,000円以下
入居者が50歳以上で、同居 者も50歳以上か18歳未満の 方	
上記以外の方	200,000円以下

月収入額は、世帯全員の所得と家族の人数などにより  
計算されます。詳しくはお問い合わせください。

経費 入居の際には敷金が必要（家賃の2カ月分）  
毎月の家賃のほかに、ガス設備  
リース料、共益費が必要  
申込日時 6月10日(月)~14日(金)  
10時~17時  
申込場所 市役所3階住宅係  
申込用紙は6月3日(月)から(土  
・日曜日を除く)建築課住宅係  
(市役所3階)、各支所でお渡  
しします。  
申し込み 建築課  
(☎854399)

## 新たな行政改革に取り組みます

「素案づくり」にみなさんのご意見などを

市は、これまでも行政改革に取り組み、最近では、平成7年11月に策定した「登別市行政改革実施計画」に基づき、平成8年度を初年度としておおむね5カ年計画で行政改革に取り組み、事務事業の見直しや職員定数の適正化などによる行政の効率化や情報化の推進による市民サービスの向上を図るなど多くの成果をあげてきました。

しかし、このような中にあっても、厳しい財政環境や地方分権の推進、少子・高齢化の進展、高度情報化社会の進展など、本市を取り巻く状況は刻々と変化し、取り組むべき新たな課題などが発生していますので、これらに的確に対応できるよう、行政の仕組みを更に見直していくことが必要です。

このため、行政改革の基本的な方向（基本方針）と具体的な実施内容（実施計画）の素案づくり（成案は、平成14年12月を目標）を進めることとして、現在のところ、これまでの行政改革の取り組みや本市を取り巻く状況を踏まえ、今回の行政改革は、次のような視点に立った行政改革が必要と考えています。それ以外の考え方やそれに対する市で取り組むべき具体的な実施内容について、ご意見などをお寄せください。

「ご意見」の提出方法は、はがきや封書または本庁のロビー、各支所、市民会館に置いてある用紙に記入の上、6月28日(金)までに「ご意見箱」に投函してください（Eメールをご利用の方は、info@city.noboribetsu.hokkaido.jp）。

なお、基本計画と実施計画の素案ができた時点で、再度、みなさんのご意見などを伺います。

### 基本的な方向（例示）

### 上記の具体的な実施内容（例示）

市民との協働によるまちづくりを推進  
市民のみなさんと市とのより一層の信頼関係を築き、市民のみなさんが自ら主体的に参画し、市とともに市政を進めていけるような行政の仕組みづくりを進めます。

- 市民協働推進条例（仮称）の制定  
市民や公益活動団体、事業者、市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとしての役割や責任を明示し、市に対する意見の出し方や市民の意見を議論する手順を定めるなど、活力ある地域づくりに取り組むための市民協働の推進に関する基本理念と具体的な方策を示した市民協働推進条例（仮称）の制定を検討します。
- パブリックコメント制度の確立  
市が政策や各種計画を決定する前に、素案などを広く市民に公表し、そこから得られた意見などを踏まえ成案に反映していく制度を確立します。
- 市民活動団体への支援  
ボランティア活動やNPOといった市民団体の活動が様々な分野に広がりを見せていますが、より一層の市民活動を支援するため、それぞれの団体の目的や加入条件、活動日、連絡先などのネットワーク化を行うとともに、NPOの活動拠点づくりを進めます。
- 情報公開条例の見直し  
公文書の開示請求から公開までの事務の効率や迅速化を行うため、パソコンのデータを電磁的記録（電子的方式）の公文書として位置付けすることやその条件